

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姜 杰
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長姜杰は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社の計4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度における予想売上高（連結会社間取引消去後）をもとに選定を行っている。「重要な事業拠点」については、各事業拠点の当該予想売上高の金額が高い拠点から合算していき、その合計額が当連結会計年度の予想連結売上高（連結会社間取引消去後）の2/3を超える2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

しかしながら、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、上述の方針に基づいて必要と認められる評価範囲について、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を完了することができておりません。

3【評価結果に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価において、中国子会社の重要な評価手続が実施できませんでした。従いまして、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断致しました。

中国子会社において実施できなかった重要な評価手続は、業務プロセスに係る内部統制の評価手続です。

重要な評価手続が実施できなかった理由は、当事業年度末日後に当社取締役が事実上更迭となるなど決算作業中に実務担当者が不在となる状況が発生いたしました。また、次期の役員人事や経営方針等を巡り、役員間の調整が遅れ、決算・開示・監査対応にも支障をきたすこととなり、実務担当者のマンパワーの不足もあいまって、中国子会社の内部統制評価を期限内に終了することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、追加的な人材の募集や外部の専門家の活用も含め、適切な内部統制を整備し、早期に内部統制の評価できる体制を整備していく方針です。

また、当事業年度の有価証券報告書「経理の状況」重要な後発事象に記載のとおり、当該中国子会社につきましては、所有株式の一部を処分し、当社連結範囲から除外することと致しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。